

附 則

(施行期日)

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）の施行の日（平成二十九年三月十二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正法施行日において現に改正前の指定講習機関に関する規則（以下「旧規則」という。）第七条各号に掲げる要件に該当して普通自動車に係る運転習熟指導員として選任されている者は、改正後の指定講習機関に関する規則（以下「新規則」という。）第七条各号に掲げる要件に該当して普通自動車に係る運転習熟指導員として選任された者とみなす。

3 改正法施行日前に旧規則第七条第四号の教習指導員として中型自動車又は普通自動車に係る教習に従事した経験の期間は、それぞれ新規則第七条第四号の教習指導員として中型自動車又は普通自動車に係る教習に従事した経験の期間とみなす。

4 改正法施行日において現に旧規則第七条第五号の規定による普通自動車に係る審査に合格している者は

新規則第七条第五号の規定による普通自動車に係る審査に合格した者と、旧規則第七条第五号の規定による普通自動車に係る講習を終了している者は新規則第七条第五号の規定による普通自動車に係る講習を終了した者とみなす。

5 改正法施行日において現に旧規則第八条各号に掲げる基準に適合して普通自動車に係る初心運転者講習を行う指定講習機関として指定されている者は、新規則第八条各号に掲げる基準に適合して普通自動車に係る初心運転者講習を行う指定講習機関として指定された者とみなす。